

東京都台東区障害者等介護給付費加算額等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に規定する障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に規定する障害児通所支援サービスを利用した際に、介護給付費等と合わせて一定額の金銭（以下「区加算額」という。）を支給することにより、当該障害福祉サービス又は障害児通所支援サービスの充実を図り、もって障害者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、支援法及び児福法で使用する用語の例による。

(対象者及び対象給付費)

第3条 区加算額の支給を受けられる障害者等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 支援法第5条に規定する短期入所に係る介護給付費（特例介護給付費を含む。）の支給決定を受け、利用した者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4及び児福法第21条の6に基づき、区が措置を行う者（うち短期入所に限る。）
- (3) 支援法第5条に規定する共同生活援助に係る介護給付費（特例介護給付費を含む。）の支給決定を受け、利用した者
- (4) 支援法第5条に規定する生活介護に係る介護給付費（特例介護給付費を含む。）の支給決定を受け、東京都重症心身障害児（者）通所事業（都立施設を除く）を利用した在宅の重症心身障害児（者）又は医療的ケアスコア16点以上で地域の障害児者施設等への通所が困難な児者
- (5) 児福法第6条の2の2に規定する児童発達支援に係る障害児通所給付費（特例障害児通所給付費を含む。）の支給決定を受け、東京都重症心身障害児（者）通所事業（都立施設を除く）を利用した在宅の重症心身障害児（者）又は医療的ケアスコア16点以上で地域の障害児者施設等への通所が困難な児者

(短期入所区加算額)

第4条 前条第1号及び第2号に掲げる対象者への区加算額は、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領（平成23年3月16日22福保障自第1618号）別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額を支給する。

2 前項の区加算額は、福祉サービス第三者評価を3年に1回受審する場合に支給する。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した日を含む月の翌月1日とし、福祉サービス第三者評価の受審を完了せずに3年を経過した場合は、3年を経過した月から次に受審を完了した月までのサービス提供分について、区加算額を支給しない。ただし、平成30年4月1日

以降に新たに短期入所の指定を受けた事業所については、当初指定年月日から起算して3年間は、福祉サービス第三者評価の受審が完了していない場合も、区加算額を支給する。

3 前項に係る書類は5年間保存し、区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(共同生活援助区加算額)

第4条の2 第3条第3号に掲げる区加算額は、別表1に定める区基本額、別表2に定める区基本額に対する加算及び施設借上費とする。ただし、東京都外に所在する共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）において、共同生活援助サービスを受けた者に対しては、区基本額に対する加算は適用しない。

- (1) 区基本額の算定は月単位とし、その額は別表1に定める額に区基準日数を乗じて得た額とする。
- (2) 区夜間加算は、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（平成21年5月21日20福保障居第3985号。以下「都要領」という。）に基づき東京都より夜間支援体制の認定を受けた指定共同生活援助事業所において、共同生活援助サービスを受けた者に対して、月を単位として別表2に定める額に区基準日数を乗じた額から国給付額（夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は夜間支援等体制加算（Ⅱ）分に限る。）を控除した額を支給する。
- (3) 都要領に基づき通過型として指定を受けたグループホーム（以下「通過型グループホーム」という。）に対する助成は、以下の通りとする。なお、知事等による指定を受けたサテライト型住居及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）報酬告示第15条の2の注3の規定により自立生活支援加算（Ⅲ）について東京都に届け出たグループホームは、通過型グループホームの対象から除外する。

ア 通過型加算

- Ⅰ 通過型加算は月単位とし、通過型グループホームにおいて、共同生活援助サービスを受けた者1人につき、別表2に定める額に区基準日数を乗じて得た額とする。
- Ⅱ 区内に所在する通過型グループホームにおいて入居者が退去した場合、別表1に定める区基本額「第4条の2（4）エ、オ、カ（区分1以下）」の欄及び通過型加算を当該退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支給する。

イ 施設借上費

グループホームに対し、入居者（通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等として、別表2の基準により次に掲げるところにより支給する。

Ⅰ 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、6か月経過した日の属する月の末日まで支給する。

Ⅱ 入居者が退居した居室の家賃、更新料及び礼金

区内に所在する通過型グループホームにおいて入居者が退居した場合、入居者が退居した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支給する。

Ⅲ 交流室の家賃、更新料及び礼金

区内に所在する通過型グループホームについて、交流室1室分を支給する。

(4) 前3号に規定する区基準日数として算定することができるのは、次の支援を行い、サービス提供記録にその支援内容を記録した日とする。ただし、あらかじめ個別支援計画にこれらの支援を行う旨の記載をしている場合に限る。

- ア 日常生活支援
- イ 食事提供支援
- ウ 介護等支援
- エ 入院時における病院等との連絡調整等支援
- オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援
- カ その他入居者に対する支援

なお、エにおける支援とは、病院又は診療所を訪問し、入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援などの日常生活上の支援を行うことや、退院後の円滑な生活移行のための病院又は診療所との連絡調整を行うことなどをいう。オにおける支援とは、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うことや、帰省期間中に家族等との連携により、居宅等における生活状況等を十分把握することなどをいう。

(5) 第1号、第2号及び第3号のアに規定する区加算額は、対象となるグループホームごとに、以下の条件をいずれも満たす場合に支給する。

ア 福祉サービス第三者評価の受審

- I 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月の1日とする。
- II Iの規定は、平成30年4月1日以降に新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日から3年間は適用しない。
- III 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、支給を受けることができない。

イ 外部研修等受講

- I 前年度に、事業所全体で一定以上の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。
- II Iの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。
- III Iの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について支給を受けることができない。ただし、グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(6) 前号ア及びイに係る書類は、5年間保存し、区から求めがあった場合は、速やかに提出すること。

(重症心身障害児(者)通所区加算)

第4条の3 第3条第4号及び第5号に掲げる対象者への区加算額は、別表3第1欄に定める区基準日額単価から別表3第2欄の東京都が別に定める標準日額単価を差し引いた額に別表3第3欄に定める出席率係数を乗じた適用単価に利用日数を乗じた額とする。

(区加算額の支払)

第5条 区加算額は、支援法第29条第1項若しくは第30条第1項又は児福法第21条の5の3若しくは第21条の5の4の規定に基づき対象給付費を支給するときに合わせて支給する。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、区加算額の支給について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第4条の2第1号の改正規定中「及び精神科医療連携体制加算」を加える部分及び同条に第4

号として1号を加える改正規定 平成31年1月1日

(2) 第4条の2に第6号として1号を加える改正規定（アI及びⅢに限る。）令和3年4月1日

(3) 第4条の2に第6号として1号を加える改正規定（イI及びⅢに限る。）令和2年4月1日

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

(単位：円)

類型	配置 区分	人員配 置体制 加算	障害支援区分等	区 加 算 日 額 単 価							
				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
介護サービス包括型	4対1相当	I	第4条の2(4)ア、イ、ウ								
			区分6	1,706	1,922	1,977	2,140	2,248	2,465	2,628	2,790
			区分5	1,564	1,736	1,779	1,906	1,992	2,164	2,292	2,420
			区分4	1,397	1,542	1,578	1,687	1,759	1,903	2,011	2,120
			区分3	1,147	1,266	1,295	1,384	1,444	1,563	1,652	1,740
			区分2	1,139	1,224	1,244	1,308	1,350	1,434	1,497	1,560
			区分1以下	187	266	285	344	384	462	521	580
		III	個人ホームヘルプ(区分5)	0	0	0	0	10	134	228	320
			個人ホームヘルプ(区分4)	107	219	248	333	389	502	587	670
		I・III	第4条の2(4)エ、オ、カ								
			区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
			区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
	5対1相当	II	第4条の2(4)ア、イ、ウ								
			区分6	1,375	1,575	1,626	1,777	1,878	2,079	2,230	2,380
			区分5	1,423	1,579	1,617	1,734	1,812	1,967	2,083	2,200
			区分4	1,267	1,396	1,428	1,525	1,589	1,717	1,813	1,910
			区分3	959	1,064	1,089	1,168	1,220	1,324	1,402	1,480
			区分2	963	1,033	1,050	1,102	1,137	1,206	1,258	1,310
			区分1以下	199	263	279	328	360	424	472	520
		IV	個人ホームヘルプ(区分5)	0	0	0	0	0	0	29	110
			個人ホームヘルプ(区分4)	0	85	109	182	230	326	399	470
		II・IV	第4条の2(4)エ、オ、カ								
			区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
			区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
6対1		第4条の2(4)ア、イ、ウ									
		区分6	1,757	1,947	1,995	2,138	2,233	2,424	2,567	2,710	
		区分5	1,806	1,951	1,987	2,096	2,168	2,313	2,421	2,530	
		区分4	1,650	1,768	1,798	1,886	1,945	2,064	2,152	2,240	
		区分3	1,319	1,413	1,437	1,507	1,555	1,649	1,720	1,790	
		区分2	1,312	1,371	1,387	1,431	1,461	1,520	1,565	1,610	
		区分1以下	558	613	626	667	694	749	790	830	
		個人ホームヘルプ(区分5)	0	51	75	149	197	295	367	440	

体 験	第4条の2(4)ア、イ、ウ								
	区分6	1,189	1,394	1,446	1,601	1,705	1,911	2,066	2,220
	区分5	1,191	1,354	1,393	1,515	1,596	1,757	1,879	2,000
	区分4	1,070	1,205	1,238	1,338	1,405	1,539	1,639	1,740
	区分3	1,817	1,898	1,918	1,978	2,019	2,100	2,160	2,220
	区分2	1,613	1,664	1,677	1,716	1,742	1,793	1,832	1,870
	区分1以下	698	749	761	798	824	874	912	950
	第4条の2(4)エ、オ、カ								
	区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040

1) 区基本額に対する加算(単価/日額)

項 目	金 額	摘 要
通過型加算	800円	自立生活支援加算(Ⅲ)との併給は不可
夜間加算	991円	—

2) 施設借上費(都内の通過型の入居者に限る。)

第4条の2(3)イⅠ

施設借上費額	摘 要
月額 69,800円 ただし、家賃の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、支援法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	① 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金 ② 生活保護対象者の住宅扶助は除く。

第4条の2(3)イⅡ、Ⅲ

施設借上費額	摘 要
月額 69,800円	1 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金 2 交流室(1室)の家賃、更新料及び礼金

別表3

1 区基準日額単価		2 標準日額		3 出席率係数															
(1) 通所手段無し		(1) 生活介護		<table border="1"> <thead> <tr> <th>出席率</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75.1%以上</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>70.1%~75.0%</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>65.1%~70.0%</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>60.1%~65.0%</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>55.1%~60.0%</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>55.0%以下</td> <td>2.00</td> </tr> </tbody> </table>		出席率	係数	75.1%以上	1.00	70.1%~75.0%	1.40	65.1%~70.0%	1.50	60.1%~65.0%	1.70	55.1%~60.0%	1.80	55.0%以下	2.00
出席率	係数																		
75.1%以上	1.00																		
70.1%~75.0%	1.40																		
65.1%~70.0%	1.50																		
60.1%~65.0%	1.70																		
55.1%~60.0%	1.80																		
55.0%以下	2.00																		
1日通所定員	1人1日当単価	本体定員	単価																
41人~50人	12,820円	81人以上	9,250円																
31人~40人	13,030円	71人~80人	9,360円																
21人~30人	13,140円	61人~70人	9,440円																
11人~20人	13,420円	51人~60人	9,820円																
6人~10人	14,180円	41人~50人	9,950円																
5人	16,790円	31人~40人	10,190円																
(2) 通所手段有り		21人~30人	10,270円																
1日通所定員	1人1日当単価	20人以下	11,700円																
41人~50人	21,400円	(2) 児童発達支援事業																	
31人~40人	21,610円	本体定員	単価																
21人~30人	21,720円	11人以上	5,820円																
11人~20人	22,000円	10人	6,840円																
6人~10人	22,760円	9人	7,480円																
5人	25,370円	8人	8,270円																
		7人	9,450円																
		6人	11,040円																
		5人	12,970円																
		(3) 児童発達支援センター																	
		本体定員	単価																
		21人以上	6,760円																
		16人~20人	7,390円																
		15人以下	9,580円																
		(4) 医療型児童発達支援																	
		本体定員	単価																
		区分無し	4,370円																